公益財団法人世田谷区保健センター組織規程

昭和 52 年 1 月 31 日
財世保規程第 2 号

（通　則）

第１条　公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の業務を処理するために必要な組織に関する事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（組　織）

第２条　財団に事務局を置く。

２　事務局の組織は次のとおりとする。

管理課
医務課
専門相談課

全部改正［平成 4 年規程 1 号］
一部改正［平成 12 年規程 2 号・14 年 1 号・18 年 1 号・19 年 3 号・21 年 3 号・21 年 6 号・23 年度 8 号・27 年度 6 号・30 年度 1 号］

（職及び職責）

第３条　事務局に局長及び課長を置く。

２　前項の職に充てるものは、上司の命を受け分掌事務を掌理するとともに、所属職員を指揮し、事務または業務の円滑な推進を図らなければならない。

３　第１項に定める職のほか、財団に所長を置く。

４　所長は医療業務の管理を行う。

５　事務局には副参事を置くことができる。

６　副参事は、上司の命を受け、担当の事務を掌理する。

全部改正［平成 4 年規程 1 号］
一部改正［平成 12 年規程 2 号・18 年 1 号・21 年 3 号・21 年 6 号・23 年度 8 号・24 年度 5 号・30 年度 1 号・令和元年度 5 号］

（事務分掌）

第４条　事務局の事務分掌は次のとおりとする。

管理課

（１）財団の組織及び運営の基本的事項に関すること
（２）会計経理及び財産に関すること
（３）職員の労務及び福利厚生に関すること
（４）事業の計画、運営、管理、調整及び広報に関すること
（５）こころの健康支援事業の計画・調整・実施に関すること
（６）その他、財団運営等における他に属さないこと

医務課

（１）検(健)診・検査事業及びがん相談事業の実施に関すること

（２）健康づくり事業の計画・調整・実施に関すること

専門相談課

（１）障害者(児)に関する相談支援事業の計画・調整・実施に関すること

追加［平成 12 年規程 2 号・18 年 1 号・19 年 3 号］

一部改正［平成 21 年 3 号・23 年度 8 号・27 年度 6 号・30 年度 1 号・令和元年度 5 号・5 年度 3 号］

（委任）

第５条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この規程は、昭和５２年２月１日から施行する。

付　則（平成元年３月１５日規程第３号）

この規程は、平成元年４月１日から施行する。

付　則（平成４年３月１１日規程第１号）

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年５月２５日規程第２号）

この規程は、平成１２年５月２５日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則（平成１４年３月１４日規程第１号）

この規程は、平成１４年３月１４日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則（平成１８年３月３０日規程第１号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規程第３号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３０日規程第３号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月１７日規程第６号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月１日規程第８号）

この規程は、平成２３年２月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月１日規程第８号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月８日規程第５号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２日規程第６号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月７日規程第１号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月２８日規程第５号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月８日規程第３号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。